

子どもが活きる街・とみぐすく



令和8年度版（令和8年7月発刊）

子育てガイド あいんぐいん



豊見城市
こども未来部
子育て支援課

はじめに

「子どもが活きる街・豊見城」をめざして

次代を担う子ども達が生き生きとたくましく育ち、豊かな可能性を実現していくことはすべての人々の願いであり、その健やかな成長を育む環境づくりを進めていくことは重要な課題となっています。

しかし、近年は、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域におけるコミュニティの希薄化により、子どもの健康管理やしつけ等の子育てに悩んでいる方が増えています。

このような状況を踏まえ、本市は平成 10 年 4 月に「子どもの街」宣言を行い、平成 17 年には「次世代育成支援行動基本計画」(前期：平成 17 年度～平成 21 年度、後期：平成 22 年度～平成 26 年度)を策定し、様々な子育て支援に取り組んでまいりました。

また、平成 27 年度からは、全国的に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことに伴い、「豊見城市子ども・子育て支援事業計画」(第三期：令和 7 年度～令和 11 年度)を新たに策定し、子どもを産み育てやすい環境整備を目指しています。

本市においては、子育て支援の一環として、平成 10 年から市の子育て支援情報を提供する「子育てガイドありんくりん」を発刊しています。本誌は、これから出産される方や現在子育てをされている方への情報誌として、子育てに役立つ情報や行政サービス、相談窓口、親子で楽しめる施設などを紹介しています。身近な場所に置いていただき、子育てについて疑問に思ったことがあれば、ぜひガイドブックを開いてみてください。子育て支援サービスを活用することで、子育ての不安や悩みが少しでも解消され、本市の子どもたちが健やかに成長していくことを切に願います。

(※本誌は概ね関係する「窓口の案内」を中心に掲載しております)

令和 8 年 3 月
豊見城市 子ども未来部 子育て支援課



おきなわ子育て応援パスポート

外出先で困った時などに子育て支援をしているお店や施設が探せる妊婦さんや子育て世帯にうれしい応援サービスです

ホームページはこちら



このマークが目印



【サービスの種類とおもな例】

子育て世代にうれしい「フレンドリーメニュー」



やさしいサービス

- 離乳食の持ち込み可
- ミルクのお湯の提供

パスポート提示で受けられるサービス



べんりな設備

- おむつ替えスペース
- 授乳スペース
- キッズルーム

¥



おトクなサービス

- 商品の割引
- 景品やおまけの提供など



夜間・休日
も安心！



子ども緊急
ハンドブック



おかあちゃん
おなかいいたい...



こどもの
急な病気にこまったら

#8000

平日 19:00 ～ 翌朝 8:00 土日祝日 24 時間対応

☆☆☆ ありんくりん もくじ ☆☆☆

「ありんくりん」は主に 0 歳～18 歳未満の子どもの養育等に関するサービスを掲載した情報誌です。

■ 第 1 章 妊娠がわかったら・赤ちゃんが生まれたら	01
妊娠届出し親子(母子)健康手帳交付を/妊婦のための支援給付/妊婦健診/RSウイルス感染症ワクチン(母子免疫ワクチン) 予防接種/妊婦歯科検診/産前産後期間の国民年金保険料免除について/産前産後期間の国民健康保険税免除について/出産育児一時金/助産施設入所/出生届の提出/新生児及び産婦訪問/こんにちは赤ちゃん事業/産婦健診/産後ケア事業(通所型・訪問型・宿泊型)/母子栄養強化事業/多胎児ミルク支給事業/離乳食教室/乳幼児健診/養育支援訪問事業/子育て世帯訪問支援事業/予防接種	
■ 第 2 章 子育ての支援(手当・制度・その他)	06
児童手当/こども医療費助成/小・中学校入学/子ども・子育て支援新制度/幼児教育・保育の無償化/認可保育園・認定こども園等入所(2・3号認定)/延長保育/豊見城市こども誰でも通園制度/病児保育/一時預かり保育/認定こども園・幼稚園(1号認定)/預かり保育/就学援助/育英会事業/ファミリーサポートセンター/子育て支援センターへ行く/児童館を利用しよう	
■ 第 3 章 ひとり親世帯のために(母子・父子家庭)	17
児童扶養手当/母子及び父子家庭の医療費助成/母子家庭等自立支援教育訓練/母子・父子・寡婦福祉貸付/母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業/認可外保育施設利用料補助事業/ひとり親家庭等日常生活支援事業/離婚前後家庭支援事業	
■ 第 4 章 発達が気になる子や障がい児のために	21
親子通園事業/発達支援保育/発達障害ってなんだろう?/医療的ケア児ってなんだろう?/手帳(身体・療育・精神)の交付/重度心身障害者(児)医療費助成/障害児福祉手当/特別児童扶養手当/自立支援医療費/障害児通所支援/障害児相談支援事業所/生活支援その他	
■ 第 5 章 ひとりで悩んでいませんか	27
相談機関一覧表 / 豊見城市家庭児童相談室 / 体罰禁止法定化	
■ 第 6 章 お役立ちガイド	30
保育園(所) 一覧/地域型保育施設 一覧/こども園 一覧/ 認可外保育園 一覧/放課後児童クラブ(学童) 一覧/小・中学校、高校 一覧/ 公益社団法人豊見城市シルバー人材センター/豊見城市立中央図書館/豊見城市公園MAP/ 豊見城市子育て関連施設MAP/おきなわ子育て応援パスポート/小児救急電話相談	

第1章 妊娠がわかったら・赤ちゃんが生まれたら



☆妊娠がわかったら☆

【こども家庭センター】

妊娠期からの切れ目のない支援を目指して、保健師や家庭相談員等のスタッフが妊娠・出産、子育てに関するご相談をお受けしております。お気軽にご利用ください。
また、育児に関する悩み、養育、虐待等に関する相談については、P. 28をご覧ください。

妊娠届出し親子(母子)健康手帳交付を

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

(妊娠 11 週以内に交付を受けましょう)

妊娠中の母体の健康管理や出産後の子どもの健康記録、予防接種の情報、発育の目安などの内容が掲載されており母子にとって大事なものとなります。妊婦健康診査受診票、先天性代謝異常検査申込書の交付もあります。子育て支援課までお越しください。

【対象】

妊婦

【必要なもの】

本人及びマイナンバーが確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカード)、妊娠の診断を受けた医療機関がわかるもの(エコー写真、領収書等)

妊婦のための支援給付

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

〈1回目〉

妊娠届出時等に申請をすることで、5万円の給付を行います。

〈2回目〉

妊娠している子どもの人数の届け出後、申請をすることで、妊娠している子どもの人数×5万円の給付を行います。

【対象】

妊婦(※流産・死産等で出産に至らなかった場合も対象となります)。

【必要なもの】

- ・マイナンバーが確認できる書類
- ・本人確認ができる身分証
- ・振込先が確認できるもの

妊婦健診

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

妊娠中は体が急激に変化する時期です。妊婦さんは安心安全なお産のため、定期的に妊婦健康診査を受ける必要があります。豊見城市では契約医療機関で妊婦健康診査費用14回分を公費助成しています。また、多胎(双子など)を妊娠した方には、追加で5回分を公費助成しています。

【望ましい妊婦健診回数】

妊娠 23 週まで………4 週間に 1 回

妊娠 24 週～35 週……2 週間に 1 回

妊娠 36 週以降………1 週間に 1 回

【対象】

妊婦

【必要なもの】

親子(母子)健康手帳、妊婦健診受診票
※里帰り出産など県外又は契約医療機関以外で妊婦健診を受ける場合は、事前の申請が必要になります。申請の際に、受診予定医療機関の連絡先と妊婦の滞在先等を確認いたします。

RSウイルス感染症ワクチン(弱毒)予防接種

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

【対象】 妊娠28週0日～36週6日までの妊婦

妊婦歯科健診

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

妊娠中は、ホルモンバランスの変化からむし歯や歯周炎が起こりやすくなります。重度の歯周病は早産・低出生体重児出産のリスクが高まると言われています。妊娠中からお口のケアを心がけましょう。

【対象】 妊婦(1人1回のみ)

【手続き】

親子(母子)健康手帳、妊婦歯科健診受診票

【豊見城市へ転入したら】

市外より転入された妊婦さんは、子育て支援課へご連絡ください。必要に応じて妊婦健診、産婦健診受診票を交付します。

【転出したら】

豊見城市から転出される妊婦さんは、転出先の市町村の母子保健担当課で必要な手続きを行ってください。

産前産後期間の国民年金保険料免除について

(平成31年2月1日以降に出産された方へ)

問い合わせ 市民課 国民年金班 850-0139

国民年金第1号被保険者の方が出産された際、産前産後免除申請をすることで、一定期間、国民年金保険料を免除することができます。免除期間は出産予定日(又は出産日)が属する月の前月から4ヶ月(多胎の方は6カ月)です。

【届出期間】

出産予定日の6カ月前から届出可能。

【必要なもの】

出産前⇒出産予定日がわかるもの

(親子手帳の写し等)

出産後⇒出生証明書

(子の住民票が豊見城市にある場合は不要)

手続きする方の本人確認書類

(注意)届出をしないと免除となりません。また、厚生年金加入者(共済含む)は市では受付できないため勤務先の担当窓口へご確認ください。

産前産後期間の国民健康保険税免除について

問い合わせ 国民健康保険課 賦課班 850-0142

国民健康保険被保険者の方が出産された際、産前産後免除申請をすることで、産前産後期間にかかる所得割と均等割を免除することができます。免除期間は出産予定日(または出産日)が属する月の前月から4ヵ月(多胎の方は3ヵ月前から6ヵ月)です。

【対象となる方】

令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者の方。妊娠85日(4ヵ月)以上の出産が対象(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含む)

【届出期間】

出産予定日の6ヵ月前から届出可能。(出産後の届出も可能)

【必要なもの】

①届出書(申請書)

②親子(母子)健康手帳など(出産予定日・出産日がわかるもの)※届出をしないと免税になりません。

出産育児一時金

問い合わせ 国民健康保険課 給付班 850-0160

豊見城市の国民健康保険加入者(被保険者)が出産したときに、一時金として50万円が支給されます。(分娩機関が参加医療補償制度に加入していない場合は48.8万円)妊娠85日以降であれば死産・流産も支給対象となります。また、直接支払制度(※1)を利用し出産費用が50万円を超えない場合はその差額分が支給されます。なお、出産日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

【対象】 国民健康保険加入者

※社保・共済など職場の健康保険に加入している方は勤務先に確認してください。

【必要なもの】

①マイナ保険証又は資格確認書

②世帯主名義の普通預金通帳

③分娩費用の領収明細書

④直接支払制度を利用する(しない)ことの合意文書

(※1)直接支払制度とは、出産費用を事前に準備しなくても、かかった費用に出産育児一時金を充てることができるように、豊見城市から病院等に直接支払われる制度です。(手続きは病院で行います。)

出産費用が50万円を超えた場合は、その差額分を退院時に病院等へ直接お支払いください。

助産施設入所

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により、病院で入院助産を受けられない妊産婦の方を対象に、指定の助産施設で出産する際の費用の一部を助成します。

【対象】

医師の診断等で入院助産が必要である（異常分娩のおそれがある等）と認められ、生活保護世帯又は住民税非課税世帯のいずれかに該当する方等

【手続き】

出産予定日の2ヶ月前までに事前に申請が必要です。相談後、助成要件に該当した場合に申請手続を行うことになります。

❀赤ちゃんが生まれたら❀



出生届の提出

問い合わせ 市民課 850-0103

生まれた日を含め 14 日以内に医師か助産師の証明がある届書を本籍地が所在地、又は子の出生地の役所へ届けてください。届出人の署名欄は、父または母が署名してください。

【必要なもの】

出生届、親子(母子)健康手帳、マイナ保険証又は資格確認書(国民健康保険加入者のみ)

新生児及び産婦訪問

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

新生児の赤ちゃんのいる家庭を助産師又は保健師が訪問します。赤ちゃんの体重測定や、母乳、育児について相談を受けます。訪問はおおむね生後1～2ヶ月

頃、電話連絡のうえ、ご都合に合わせて訪問します。(訪問員は身分証明書を携帯しています)

【対象】 第1子の赤ちゃんとその母親、希望者

こんにちは赤ちゃん事業

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

赤ちゃんのいるすべての家庭を乳児全戸訪問員・保健師が訪問し、子育てに関する情報などの提供を行っています。



【対象】 生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭

※訪問はおおむね生後2～4ヶ月頃、電話連絡のうえ、ご都合に合わせて訪問します。(訪問員は身分証明書を携帯しています)

産婦健診

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

出産後の産婦さんの心身の回復を確認するため、出産後 2 週間頃と 1 か月頃に各1 回、産婦健診費用の助成を行っています。



【対象】 出産後8週以内の産婦

【必要なもの】

親子(母子)健康手帳、産婦健診受診票

※里帰り出産など県外又はで契約医療機関以外で産婦健診を受ける場合は事前の申請が必要になります。申請の際に、受診予定医療機関の連絡先と妊婦の滞在先を確認いたします。

産後ケア事業(通所型・訪問型・宿泊型)

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

生後1年未満の赤ちゃんとその母親を対象に、産後の心身のケアや休養に関する相談、赤ちゃんの健康や発育の観察、沐浴、乳房ケア等の育児手技の相談に応じます。助産師がご自宅に訪問する「訪問型」、助産院等の施設に行きケアを受ける「通所型」、産院等へ宿泊しケアを受ける「宿泊型」があります。※世帯の課税状況に応じて利用料の自己負担があります。

母子栄養強化事業

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

栄養強化を必要とする乳児に対し、ミルクの支給をします。対象者には所得制限がありますので、該当するかどうかは申請前にお問い合わせください。

多胎児ミルク支給事業

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

0歳児の多胎児(双子、三つ子等)に対し、ミルクの支給をします。(要申請)

離乳食教室

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

離乳食のすすめ方の講話及び離乳食づくりの体験を行います。(無料)

※市広報誌及びホームページにてご案内します。

【対象】 おおむね4ヶ月～6ヶ月児と保護者

【日時】

予約制(日程は市広報誌及びホームページをご確認ください)

【必要なもの】

親子(母子)健康手帳、授乳ケープ、ミルク、バスタオルなど

母子保健推進員の募集について

母子保健推進員は、親子の身近な相談役として、子どもたちが安心して健やかに育つよう地域で活躍しているボランティアです。主な活動内容は、乳幼児健診などの母子保健事業のお手伝い、子育てに役立つ情報の提供、こんにちは赤ちゃん(宝宝)事業の赤ちゃん訪問などを行っています。

子育て支援課では随時、母子保健推進員を募集しています。仲間と共に、親子の健康や子育て事情について楽しく学び、豊見城市の子どもたちが元気にすくすく育つよう活動してみませんか。

乳幼児健診

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

乳幼児健診は、お子様の健康保持及び増進を図ることを目的とし、発育・発達の確認、病気の早期発見、予防接種の時期や種類の確認等を行います。また、保護者の方が普段気になっていること、心配ごとを小児科医や保健師、栄養士、心理士に相談する機会にもなります。

対象年齢	内 容	参加方法	会場
乳児一般健康診査 (前期)生後4か月頃 (後期)生後10か月頃	身体計測・診察、相談(歯科・保健・栄養)、貧血検査(※後期のみ)	対象者へ個別に案内をします	豊見城市役所保健センター
1歳6か月児健康診査 (1歳8か月～2歳未満)	身体計測・診察、歯科検診・歯磨き指導、相談(保健・栄養・心理)、フッ素塗布(希望者のみ) 貧血検査		
3歳児健康診査 (3歳6か月～4歳未満)	身体計測・診察、歯科検診・歯磨き指導、相談(保健・栄養・心理)、フッ素塗布(希望者のみ) 尿検査、目と耳の検査、屈折検査		
ラッコさん広場 (健診事後親子教室)	1歳6か月児健診等から把握した発達支援が必要なお子様と保護者を対象に、発達を促す遊び方や関わり方を紹介します。(開催:月1回)		

対象年齢	内 容	参加方法	会場
経過観察クリニック (未就学児)	健診や相談から経過観察が必要なお子様を対象に、身体測定、小児科医の診察、発達や言葉、子育てに関する相談、栄養に関する相談などを行います。 (開催年4回)	対象者へ個別に案内をします	豊見城市役所保健センター
2歳児歯科健診 (2歳児、3歳のお誕生日の前日まで)	歯科診察、歯科保健指導、フッ素塗布	対象者へ個別に案内をします	指定の歯科診療所

※その他、乳幼児健康相談等詳しい日時は、「とみぐす健康カレンダー」をご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。

養育支援訪問事業

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

身体的・精神的不調により子育てが困難な家庭や孤立感を抱える家庭に対し、保健師・保育士等が自宅を訪問し養育に関する相談支援(指導・助言)を行い、適切な養育の実施を確保するための事業です。 ※事業の詳細につきましては、担当課へお問い合わせください。

子育て世帯訪問支援事業

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

身体的・精神的不調により子育てが困難な家庭や孤立感を抱える家庭(ヤングケアラー含む)に対し、ヘルパー等が自宅を訪問し家事育児支援を行い、適切な養育の実施を確保するための事業です。 ※事業の詳細については、担当課へお問い合わせください。

予防接種

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

予防接種は感染症からお子さまを守る大切なものです。
接種年齢や間隔がそれぞれ異なりますのでそれらを守って安全に接種できるよう、市から送付される通知文書等をよくお読みください。

種類	対象・接種回数	受け方・場所
小児用肺炎球菌	生後2か月から5歳の誕生日の前日までに1～4回 ※接種開始時期等により接種回数が異なります。	接種対象年齢になったら、医療機関に予約をし、予防接種を受けます。
B型肝炎	1歳の誕生日の前日までに3回	【持参する物】 ・予約票 ・親子(母子)健康手帳
ロタウイルス	ロタリックスを使用する場合: 生後6週0日後から24週0日後までに2回 ロタテックを使用する場合: 生後6週0日後から32週0日後までに3回 ※使用するワクチンにより接種回数等が異なります。	
5種混合ワクチン ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・ポリオ ・ヒブ	生後2か月から7歳6か月に至るまでの間に4回(初回3回、追加1回) ※追加は初回終了後、標準として1年から1年6か月あけて接種します。	【市内指定医療機関】 とよみクリニック ☎856-5700 伊佐内科クリニック ☎851-8828 (p6へ続く)

BCG	生後 5 か月から 8 か月までに 1 回 ※最長 1 歳の誕生日の前日まで	(p5より続く) 松岡医院 ☎850-7977
水痘	1 歳から 3 歳の誕生日の前日までに 2 回	しろま小児科医院 ☎856-8811
MR	1 期: 1 歳から 2 歳の誕生日の前日までに 1 回 2 期: 小学校就学直前の 1 年間(4/1~3/31の間)に 1 回 以下については特例の対象で公費接種ができます (令和9年3月31日まで) MR(1期) 令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの方 MR(2期) 平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの方	友愛医療センター ☎850-3811 ぐしこどもクリニック ☎850-3102
日本脳炎	1期: 生後 6 か月から 7 歳 6 か月に至るまでの間に3回 (初回 2 回、追加1回) ※追加は初回終了後、標準として 1 年あけて接種します。 2 期: 9 歳から 13 歳の誕生日の前日までに 1 回	もりクリニック ☎856-1500 とよさきこどもクリニック ☎851-0020
DT	11 歳から 13 歳の誕生日の前日までに 1 回	とよむファミリークリニック ☎851-1717
子宮頸がん	小学校 6 年生から高校 1 年生に相当する年齢の間に 3 回 ※1回目の接種が15歳未満かつ9価のワクチンの場合、 2回接種で完了。	

※国からの通知により接種開始時期等に変更が生じる場合があります。
予防接種の詳細については市ホームページをご確認ください。

第 2 章 子育ての支援(手当・制度・その他)

子育てに関する経済的な支援制度などを紹介します。制度によっては所得制限が設けられているものもありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

児童手当

問い合わせ こども応援課 850-6775

対 象	高校生までの児童を養育している父母等へ支給します
支給額(月額)	3歳未満 第1子・第2子: 15,000円 第3子以降: 30,000円 3歳～高校生年代 第1子・第2子: 10,000円 第3子以降: 30,000円 ※4月・6月・8月・10月・12月・2月の偶数月に支給します。
備考	支給を受けるには申請が必要です。 出生・転入等により受給資格が生じた方は、こども応援課窓口までお越しください。 ※原則申請月の翌月分からの支給となります。 ※必要な書類は状況によって異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

こども医療費助成

問い合わせ こども応援課 850-6775

こどもが病気やケガにより、病院等で診察を受け医療費を支払った場合、支払った医療費のうち保険診療分の自己負担金を保護者に助成する制度です。

対 象	下記のお子さまの保護者(所得制限なし) ・市に住所があり、医療保険に加入していること ・0 歳児～15 歳児 ・生活保護、他の助成を受けていないこと
助成対象になる医療費	保険診療による自己負担額を助成します。(歯医者、整骨院等を含む) <u>対象にならないもの</u> ・予防接種、検診、容器代、文書代、消費税等実費となる健康保険のきかない医療費及び食事療養費。また、加入の健康保険から支給される高額療養費、家族療養付加金等の適用分は該当しません。 ・高額療養費に該当する場合は加入している健康保険からの支給額を明記した <u>支給決定通知書等</u> の添付が必要です。
助成期間 (R7.4月現在)	・通院・入院:0 歳～15歳到達後の最初の3月31日まで
必要なもの	・お子さまのマイナ保険証または資格確認証 ・保護者名義の預金通帳
備 考	助成金支給方法 ①「現物給付方式」(窓口負担無料化) ②「 <u>自動償還払い方式</u> 」(役所の窓口で申請手続きをする必要がなく、後日助成金が指定された口座へ振り込まれます) ③「市役所で申請」(保険診療分を自己負担した場合、役所窓口で申請手続きを行えば、後日助成金が指定された口座へ振り込まれます) 【支給イメージ】①市役所で『受給資格者証』を作成→医療機関で、健康保険証と『受給資格者証』を提示→窓口負担無料 ②市役所で『受給資格者証』を作成→医療機関で受診・支払(健康保険証と『受給資格者証』を提示)→集計機関→市役所から受給 ③市役所で『受給資格証』を作成→医療機関の領収書を持って役所窓口で申請→市役所から受給者の口座へ振込(申請した月の翌月の最終営業日です)

小・中学校入学

問い合わせ 学校教育課 850-0035

小・中学校へ入学する児童生徒及び保護者あてに市教育委員会より、1 月中旬頃、指定校や入学案内が記載された入学通知書が送付されます。

入学説明会等については、指定された学校へお問い合わせください。

次のような場合は市教育委員会へ届け出てください。

- ・住所が変わった
- ・記載事項に変更があった
- ・市外へ転出する
- ・国・私立小中学校への入学 など

小・中学校一覧は、P.34をご覧ください。

「子ども・子育て支援新制度」

問い合わせ 保育こども園課 850-5088

平成 24 年度 8 月に「子ども子育て関連 3 法」が成立しました。この 3 法に基づき、平成 27 年 4 月から新制度がスタートしています。これは幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的としています。

大きく変わる3つのこと

財源元の統一

幼稚園や保育所(園)等には保護者が負担する保育料以外に施設運営の為に費用が国からも支給されています。この新制度から内閣府からの給付に統一されます。
この給付などのために消費税が 10% になった際の増税分から毎年 7,000 億円程度が充てられ、安定した財源確保により教育・保育の充実につなげます。

支給認定

新制度へ移行する幼稚園や保育所(園)などへの申し込みとは別に、認定区分を決めるための「支給認定」を受ける必要があります。これは保育の必要量に応じて区分したものです。認定区分は下図のとおりになります。

保育料の決定

保護者にご負担いただく保育料はこれまで所得課税等や世帯の状況等で決定していますが、この新制度では市民税額をもとに毎年決定されることになります。保育料の切り替えは毎年 9 月になります。(8 月以前は前年度分、9 月以降は当年度分の市民税額により保育料が決定します)

支給認定区分

認定こども園や保育所(園)を利用する際に、「支給認定」を受ける必要があります。



1号認定	2号認定	3号認定
お子様が満3歳以上で、教育のみを希望しており、保育の必要がない場合。	お子様が <u>満3歳以上</u> で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする場合。	お子様が <u>満3歳未満</u> で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする場合。
【利用先】認定こども園 幼稚園	【利用先】保育所(園) 認定こども園	【利用先】保育所(園) 認定こども園 小規模保育所 事業所内保育所等
申請先: 保育こども園課 ☎850-5088 ※公立幼稚園は認定こども園へ移行しました。 ※利用申請は、希望する施設にて行ってください。(※上田こども園のみ、保育こども園課にて申請)	申請先: 保育こども園課 ☎850-5088 ●「保育を必要とする事由」 就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい等、その他保育が必要と特別に認められる場合など ●保育の必要量に応じた区分 保育標準時間・・・11 時間保育 保育短時間・・・8 時間保育に区分されます	

※詳しい内容や利用の流れは、直接担当課へお問い合わせください。

令和元年 10 月 1 日より幼児教育・保育の無償化が開始されました。

幼児教育・保育の無償化の対象は「保育料(利用料)」です。給食費、行事費や延長保育料などは保護者負担となりますので、ご注意ください。

無償化の対象確認



START

保護者全員が**保育を必要とする事由**(※P.10 をご確認ください)に該当しますか？

YES

ご利用中の施設は？

無償化の内容は？

認可保育施設、認定こども園
(2 号認定、3 号認定)

・3～5 歳児クラスの**保育料が無償**

・0～2 歳児クラスの**非課税世帯の
保育料が無償**

認可外保育施設、一時預かり事業、
病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

・3～5 歳児クラスの**利用料が月額 37,000
円まで無償**

・0～2 歳児クラスの**非課税世帯の
利用料が月額 42,000 円まで無償**

認定こども園、新制度移行済幼稚園
(1 号認定)

・満 3～5 歳児クラスの**利用料が無償**
・**預かり保育料が日額 450 円(月額
11,300 円)まで無償**
(満3歳児クラスは非課税世帯が対象)

新制度未移行幼稚園
(1 号認定)

・満 3～5 歳児クラスの**利用料が月額
25,700 円まで無償**
・**預かり保育料が日額 450 円(月額
11,300 円)まで無償**
(満3歳児クラスは非課税世帯が対象)

NO

認定こども園、新制度移行済幼稚園
(1 号認定)

・満 3～5 歳児クラスの**利用料が無償**

新制度未移行幼稚園
(1 号認定)

・満 3～5 歳児クラスの**利用料が月額
25,700 円まで無償**

詳しい内容や手続きについては、直接担当課へお問い合わせください。

保護者の就労や病気など「保育を必要とする事由」によって、家庭において子どもを保育することができないときに保護者に代わり、保育することを目的とした施設です。

そのため「保育を必要とする事由」がない場合は申込みができません。また「保育を必要とする事由」がなくなった際には退所となります。

必要なもの ※各保育所では申込書の配布はしておりませんのでご注意ください。

- ・支給認定申請書兼施設利用申込書(入所児童1人につき1枚)
- ・その他の書類

No.	状 況		必要書類
1	就労	雇用されている方(会社員、公務員、派遣等)	就労証明書 ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復職日の記載が必要です
		自営業(協力者含む)	就労証明書 + 開業届、営業許可書、直近3ヵ月分の売上が分かる資料、確定申告書の写しのうちいずれかひとつ
2	妊娠・出産		親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し
3	保護者の障がい		身体・精神障害者手帳の写し、療育手帳の写しのいずれかひとつ
4	保護者の疾病		診断書(保護者・同居者用)
5	親族の介護・看護		介護・看護申立書 + 診断書(介護・看護用)、療育手帳の写し、身体・精神障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかひとつ
6	災害復旧		罹災証明書等の被災を確認できる資料
7	求職活動		求職活動申立書
8	就学		在学証明書または入学許可証等、授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等いずれかひとつ
その他	生活保護受給世帯		生活保護受給証明書
	ひとり親世帯		児童扶養手当受給者証書の写し、母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し、婚姻していないことが分かる戸籍謄本の写しのいずれかひとつ ※離婚後も父母が同居の場合、事実婚の同居人がある場合はひとり親とみなすことはできません
	在宅障がい者(児)のいる世帯		身体・精神障害者手帳の写し、療育手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写しのいずれか
	前年(または当年)1月1日時点で豊見城市に住所が無い方		申込書に個人番号(マイナンバー)を記入もしくは、前年度(または当年度)市町村民税所得課税証明書(全項目が記載されたもの)を提出
	19歳以上65歳未満の同居人(祖父母、きょうだい等)がいる方		同居人の状況(No.1~8)を確認できる書類

その他必要な書類やより詳しい内容については保育こども園課にて配布している案内冊子をご覧ください。

保育園(所)等一覧は、P. 30 をご覧ください。

延長保育

問い合わせ 保育こども園課 850-5088

保護者の就労時間・勤務時間等やむを得ない事情のため、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童について延長保育を行っています。

延長時間	実施施設	利用料
30分延長 ～	【公立認定こども園(保育)及び保育所】 座安保育所	30分:1,500円/月 150円/日額 60分:3,000円/月 300円/日額
	上田こども園	30分:2,000円/月 200円/日額
60分延長	公私・私立認定こども園(保育)、法人立認可保育園にも、延長保育を実施している園があります。 詳しくは、P.30-31の一覧表をご覧ください。 また、利用料については、直接各園にお問い合わせください。	

※小規模保育事業、事業所内保育事業を実施する保育園も行っています。

豊見城市こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

問い合わせ 保育こども園課 850-5088

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援をするため、就労要件を問わず、時間単位で利用できる制度です。詳細については、市HPをご確認ください。

利用可能時間	こども1人につき月10時間まで
利用料金	原則1時間300円 ※世帯所得に応じた減免があります。
実施場所	①座安保育所 ②ゆたかこども園 ③ゆたか認定こども園分園 ④認定こども園とよみ保育園 ⑤認定こども園レキオスキッズガーデン ⑥聖愛クロス保育園 豊崎 ⑦みつばち保育園 ⑧ふたば保育園 ⑨ゆたかベビーガーデン ※利用受入の時間帯等については、市HPをご確認ください。
対象者	保育所等に通っていない豊見城市民で0歳6か月～満3歳未満のこども ※認可外保育園に通っているこどもは利用することができます。
申請方法	申請フォームからの申請 ▶申請受付後、認定可否について2週間ほどで電子メールにてお知らせいたします。 ▶電子メール受理後、施設への面談予約および利用予約が可能となります。施設での面談後、「こども誰でも通園制度」の利用開始となります。



←申請フォーム



←市ホームページ

病児保育

問い合わせ 保育こども園課 850-5088

市内の保育所(園)等に通っている子ども(原則0歳から小学校まで)が、病気又は病気回復期にあるため集団生活が困難な場合に看護師・保育士により一時的に保育します。

施設名	所在地	電話番号
松岡病児保育センター	高嶺 395-56	(代表)850-7977 (直通)856-1685
ぐしこどもクリニック 病児保育室“ぴーなっつ”	宜保 2-6-4 金宏産業第一ビル 1F	850-3102

※料金等、詳しくは直接お電話でお問い合わせください。

一時預かり保育

問い合わせ 保育こども園課 850-5088

ご家庭で保育(在宅)されているお子様を対象に、保護者の就労やご家庭の緊急事情で一時的に保育が必要となった場合にお子様をお預かりします。

実施施設	座安保育所(所在地:座安 239-5 ☎850-4382) 保育時間:9:00~17:00(月~金)
対象年齢	6ヵ月~就学前(市内在住)
利用料金	【3歳未満児】 4時間以内:1,150円 4時間越 8時間以内:2,000円 【3歳以上児】 4時間以内:1,000円 4時間越 8時間以内:1,700円 
利用方法(申込み)	座安保育所(13時~16時)に直接お問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

認定こども園・幼稚園(1号認定)

問い合わせ 保育こども園課 850-5088

認定こども園や幼稚園では、就学前教育として1日当たり4時間程度の幼児教育を実施しています。

公立上田こども園



対 象	市内に住所があり、保護者と同居している3歳~5歳児
手続き	保育こども園課窓口へ必要書類を提出し申し込みます。
必要書類	教育・保育給付認定申請書兼利用申込書、世帯状況確認書類

※公立以外の認定こども園や幼稚園の1号認定での利用を希望する場合は、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

こども園一覧はP. 31、私立幼稚園はP. 32をご覧ください。

預かり保育

問い合わせ 保育こども園課 850-5088

保護者の就労等の理由により教育標準時間の範囲外でお子様を預けたい場合、預かり保育を利用することができます。

対 象	在園している園児
手続き	在園施設へ必要書類を提出し申し込みます
必要書類	公立上田こども園 ⇒ 預かり保育申請書 ※施設にて配布 それ以外のこども園・幼稚園 ⇒ 在園施設にご確認ください。

就学援助

問い合わせ 学校教育課 850-0035

経済的理由によって生活に不安があるご家庭であっても、小中学生のお子様安心して学校生活を送ることができるよう、就学にかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

対 象	【要保護】 ……保護者が生活保護を受給している世帯であること。 【準要保護】 ……生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮していると教育委員会が認める世帯であること。
申請方法	市広報紙、ホームページ、各学校、学校教育課等で案内をしています。申請書は在学している学校の事務室、または学校教育課へ提出してください。
必要なもの	・就学援助申請書 ・その他申請の事由を証明する書類

育英会事業

問い合わせ 学校教育課 850-0961

有用な人材を養成することを目的として、向学心のある学生で経済的理由により修学困難な者へ学資の給与を行っています。

申請方法	①本人又は保護者が豊見城市に住所を有する者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③学業、人物とも優秀な者 ④大学、短期大学、専門学校又は高等専門学校に入学予定の者 （高等専門学校においては、1年次から3年次の者を除く） ※その他、学資の区分毎に資格要件がありますので、詳しくは学校教育課までお問い合わせください。
申込期間	①給付奨学金 毎年11月から3月中頃まで

学資の区分		額等	給与期間	備考
給与	給付奨学金	60万円以内 (他の給付型奨学金を受けている場合、入学準備金30万円のみ支給)	入学前までに支給	生活保護世帯の子弟、成績基準、併給制限などがあります。



ファミリーサポートセンターとは、「子育ての援助をして欲しい人（おねがい会員）」と「子育ての援助をしたい人（まかせて会員）」が会員となり、地域において相互援助活動を行う会員組織です。

援助内容	①保育園・こども園等・塾の送迎 ②保護者外出時およびリフレッシュの場合の預かり ③学校・保育施設休みの時の預かり
対象者	豊見城市内に在住する人、または市内で勤務をする人
利用対象年齢	生後6ヵ月～小学校6年生の児童
利用時間	午前7時～午後9時

〈利用料金〉

曜日	時間帯	料金(1時間あたり)
月～金(祝日を除く)	7:00～19:00	600 円
	19:00～21:00	700 円
土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)		700 円

★その他、食事費・入浴費・交通費など係る場合もございます。

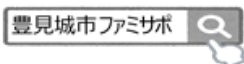
【きょうだい割引】兄弟姉妹の援助活動を行う場合、二人目からは半額とします。

ひとり親家庭等の「子育てサポート券」について

ファミリーサポートセンターを利用するひとり親家庭等を対象に、利用料に対する助成を行っております。

対象者	豊見城市在住で、豊見城市ファミサポに登録されている方。 ※ひとり親家庭(母子・父子家庭)
助成額	1会計年度につき6,000円を上限とします。 ※1枚300円の子育てサポート券を20枚発行し、サポート料金支払い時に利用できます。
申請方法	センターに来所し申請書の記入をお願いします。 ※添付書類(児童扶養手当証書または、母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し)

ファミサポの利用方法や活動の様子は、豊見城市ファミサポホームページにも掲載しています。



子育て支援センターへいこう

問い合わせ 子育て支援課 850-0143

子育て支援センターは、就学前のお子様とご家族が安心して子育てができるよう、育児相談や情報提供を行うとともに、親子で楽しく遊べる場所を提供する施設です。おもちゃで遊んだり、絵本を読んだり、また、子育てのお悩みや心配事については保育士がご相談に応じます。親子同士の交流の機会にもなりますので、ぜひお近くの施設に足を運んでみてください。

●市内には3ヶ所の子育て支援センターがあります。(R8.3月現在)

支援センター名	住 所	電話	利用時間	備考
ぐっぴ〜	座安 238	850-9214	月～金 9:30～12:00 13:00～15:00	※土日、祝日、年末年始、慰霊の日はお休みです。
ふれんど	嘉数 469-5 (つぼみ保育園内)	850-3773	月～金 9:00～12:00 13:00～15:00	
まるしえ	豊見城 696-1 (1 階)	851-4442	月～金 9:00～12:00 13:00～15:00	

【子育て支援センターを利用できる方】

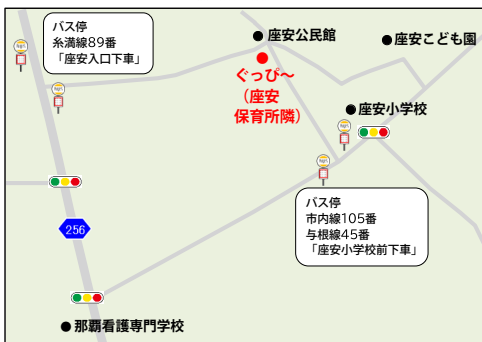
0 歳から就学前のお子様とご家族、妊娠中の方

【利用料】

無料(但し、行事や講座を行う場合の参加費や材料費等を負担していただく場合があります)

- ☆お子様とお母さんの友だち作りの場
- ☆遊びのヒントが見つかる場
- ☆親同士の子育て情報交換の場
- ☆子育ての悩みや心配事の相談の場

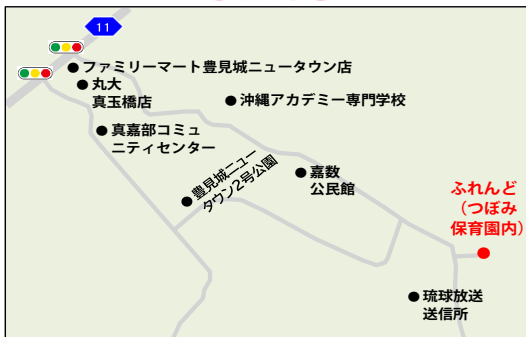
ぐっぴ〜



まるしえ



ふれんど



児童館を利用しよう

問い合わせ こども応援課 850-6775

児童館とは、0歳～18歳未満の児童を対象とした施設です。遊びを指導する者を配置し、子どもに遊びを提供し、多くの仲間との交流の中で、児童が心身ともに健やかに成長することを目的としています。

わくわく児童館

住所・電話番号	対象者
保栄茂 1153-109 ☎856-7124	児童及び保護者 (乳幼児は保護者同伴) 一般市民 (※団体利用(5名以上)要事前予約)
利用時間等	
開館日: 月～日 9:00～21:00 休館日: 第4日曜日、年末年始、その他臨時休館日あり ※利用料無料(但し、行事内容で実費負担が必要となる場合もあります) ・遊具の貸し出しは 17:20 で終了 ・夜間利用時間は原則 18:30～20:30 まで	



【クラブ活動紹介】

- ・親子クラブ 毎週火曜日(10:30～11:30)
- ・わくわくクラブ 第3土曜日(10:30～11:30) ※活動内容で変動あり
- ・空手クラブ 第2・第4土曜日(10:00～11:00)



真嘉部コミュニティセンター

住所・電話番号	対象者
根差部 375-2 ☎840-6828	児童及び保護者 (乳幼児は保護者同伴) 一般市民 (※団体利用(5名以上)要事前予約)
利用時間等	
開館日: 月～日 9:00～21:00 休館日: 毎月第4日曜日、年末年始、その他臨時休館日あり ※利用料無料(但し、行事内容で実費負担が必要となる場合もあります) ・遊具の貸し出しは 17:30 で終了。 ・夜間利用時間は原則 18:30～20:30 まで	



【クラブ活動紹介】

- ・親子クラブ 毎週火曜日(10:30～11:30)
- ・三線クラブ(初級) 毎週土曜日(9:10～10:30)



第3章 ひとり親世帯のために(母子・父子家庭)

ひとり親家庭の方が安心して子育てできるよう支援する制度があります。詳しくは各担当窓口までご相談ください。

児童扶養手当

問い合わせ こども応援課 850-6775

ひとり親家庭の生活安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。(外国人の方も対象となります) ※所得制限があります。

対 象	次の条件に当てはまる児童を監護している父又は母、父母に代わってその児童を養育している方が対象となります。 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童 ・父又は母の生死が明らかでない児童 ・父又は母が1年以上遺棄している児童 ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父又は母が1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・父母とも不明である児童 ※児童の範囲:0歳～18歳に達した日以後最初の3月31日迄の間にある者又は20歳未満で政令に定める程度の障害の状態にある者。
申請方法	こども応援課窓口へ相談にお越しください。申請内容の確認等を行い、申請に必要な書類をご案内いたします。 (※ご家庭の状況により、必要な書類が異なります)
支給時期	申請(認定請求)をした日の属する月の翌月分から支給されます。
備 考	手当をうけている方は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。「現況届」とは受給者の前年の所得状況と、8月1日現在の子どもの生活状況を確認するための届出です。



母子及び父子家庭の医療費助成

問い合わせ こども応援課 850-6775

母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るためのものです。

対 象	市内に住所があり医療保険法の規定による被保険者・被組合員又は被扶養者 ・母子家庭の母と児童 ・父子家庭の父と児童 ・養育者(主な生計維持者1人)と養育されている児童	
内 容	各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金(通院1ヶ月ごと1名1診療機関につき1,000円(薬局含む))を控除した額	
手続き	<u>必ず事前に相談が必要です。</u> 相談後、支給要件に該当した場合に申請手続きを行います。	

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

問い合わせ こども応援課 850-6775

積極的に能力開発へ取り組む母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんを支援するため、指定する職業能力開発の講座を修了した場合、講座受講料の一部を支給します。

対 象	次の要件をすべて満たすことが必要です ・市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父 ・当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること ・当該教育訓練給付金をうけたことがないこと	
手続き	お申し込み前に事前に相談が必要です。	

母子・父子・寡婦福祉貸付

問い合わせ こども応援課 850-6775

母子・父子家庭や寡婦の生活の安定とその子どもの福祉を増進することを目的に、事業開始資金、子どもの修学資金、生活資金、住宅資金など各種資金の貸付をします。

対象	【母子・父子福祉資金貸付】 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方 【寡婦福祉資金貸付】 20歳以上(成人)の子を扶養している配偶者のいない女性や扶養する子のない寡婦(かつて母子家庭の母だった女性)	
手続き	貸付資金の種類によって異なりますので詳細はお問い合わせください。	



母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 問い合わせ こども応援課 850-6775

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な国家資格等の取得を目指して養成機関に通う場合、修業期間中の生活の負担軽減を目的とした高等職業訓練促進給付金を支給します。

対 象	市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件を満たす方 ①児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること ②養成機関において6ヵ月年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること ④過去に訓練促進費の支給をうけたことが無いものであること ⑤中央職業能力開発協会が実施する緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金その他訓練促進費と趣旨を同じくする給付をうけていない者であること
対象資格例	①看護師（准看護師含む） ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥歯科衛生士 ⑦美容師 ⑧社会福祉士 ⑨製菓衛生師 ⑩調理師 ⑪その他資格（要相談）
支給期間と支給額	【支給期間】上限 4 年 【支給額】※最終年次は、下記支給額に 40,000 円上乘せ 月額：100,000 円（市民税非課税世帯の方） 月額：70,500 円（市民税課税世帯の方）
申 請	お申込み前に事前に相談が必要です。

認可外保育施設利用料補助事業 問い合わせ 保育こども園課 850-5088

ひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料の負担を軽減することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とした事業です。

対 象	市内に住所を有するひとり親家庭等の母又は父で、次の要件を満たす方 ①児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成事業を受給している保護者 ②市から保育の必要性の認定を受けた子どもの保護者 ③市に保育所の利用申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者
補助額	子どもが利用する保育施設が定める利用料から、市が定める利用者負担額を控除した額（上限 33,000 円/月）
申 請	保育こども園課窓口で申請をしてください。 必要書類など詳しい内容については直接お問い合わせください。



ひとり親家庭等日常生活支援事業

問い合わせ こども応援課 850-6775

母子家庭、父子家庭、寡婦に家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。登録された経験豊かなヘルパーが一時的な保育や日常生活のお手伝い等を行います。

こんな時	・母子家庭の母、父子家庭の父や児童の一時的なケガや病気 ・ひとり暮らしの寡婦、又は寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気 ・母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動（一時的なものに限る） ・冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加など ・その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき	
内容	生活援助	・身の回りの世話（簡単な身体介助） ・食事の世話 ・住居の掃除 ・日用品の買い物 ・医療機関等との連絡 ・その他一時的な生活援助
	子育て支援	・乳幼児の保育 ・技能習得のための通学や就職活動の際の保育サービス ・病後児保育、医療機関等との連絡 ・その他一時的な子育て支援
※自己負担（利用料金）なしでご利用になれます。		
申請	こども応援課窓口で申請をしてください。	

離婚前後家庭支援事業

問い合わせ こども応援課 850-6775

養育費の継続した履行を確保し、ひとり親家庭で育つ子どもの生活の安定を図るため、養育費に係る公正証書等の作成に必要な費用を補助します。

対象	市内に居住するひとり親家庭の親であって、次の要件をすべて満たす方。 ①養育費の取決めに係る経費を負担した者 ②養育費の取決めに係る債務名簿を有している者 ③養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満)を現に扶養している者 ④過去に同一内容の公印証書等の作成に係る経費について、補助金その他の給付を受けていない者
対象経費	①公証手数料令で定める公証手数料 ②家庭裁判所の調停申立てや裁判に要する収入印紙代及び連絡用の郵便切手代 ③家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る経費
補助額	上限5万円
申請	公正証書等を作成した日から起算して6か月以内に、こども応援課で申請

第4章 発達が気になる子や障がい児のために

障がいのあるお子様とケアする家族を支援するために、様々な福祉サービスがあります。制度により利用できる条件が異なったり、担当窓口の違いはありますが、悩んだり困ったりした際には、まずはお相談ください。ここでは概ね0歳～18歳の児童を対象にご案内できる制度を紹介しています。

☆発達が気になる子のために☆

親子通園事業「くれよんはうす」

問い合わせ 子育て支援センターぐっぴ〜 850-9214

発達のゆるやかなお子様や心身に障がいをもつお子様とその保護者を対象に小集団保育遊びを通して親子のスキンシップを図り、それぞれの育ちにに応じた保育及び子育てについて保護者と共に考えていく場所です。

「ことばがゆっくりかも?」「落ち着きがないかも?」など、不安や心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

利用できる方	豊見城市内に住所を有する満1歳から就学前の発達のゆるやかなお子様や心身に障がいをもつお子様とその保護者
定員	おおむね親子 10 組
実施場所	豊見城市わくわく児童館
実施日	月曜日・水曜日・木曜日・金曜日
時間	午前9時45分～午前11時45分
利用料金	無料(但し、行事によっては材料費等を徴収する場合があります。)

発達支援保育

問い合わせ 保育こども園課 850-5088

お子さんの発達状況や個性をふまえながら集団の中で成長を支援できるように配慮した環境で発達支援保育を行っています。

対象	心身の発達が気になる、または心身に障がいがあり(特別児童扶養手当を受給している者、療育手帳及び身体障害者手帳の交付を受けている者等)、かつ「豊見城市発達支援保育審査会」にて集団保育が可能と判断された子ども。
申込	利用申込みの際に、申込書の“発達支援保育の希望”欄に☑有をチェックしてください。必要な書類等、詳しい内容は直接お問い合わせください。



発達障害ってなんだろう？

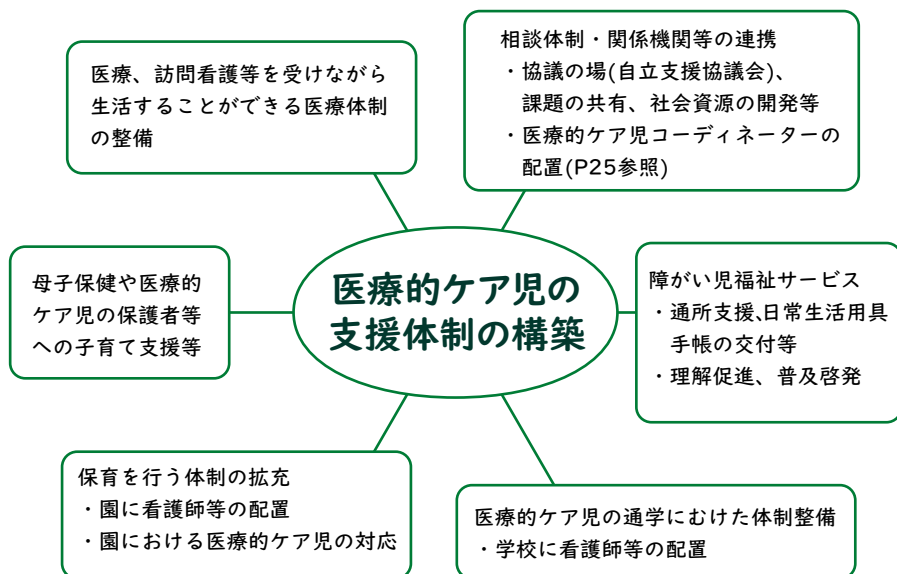
主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める「行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障害」をいいます。「自閉症スペクトラム(ASD)」や「学習障害(LD)」、「注意欠陥・多動性障害(ADHD)」などの総称のことです。

発達障害は、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害です。発達障害がある人はコミュニケーションや対人関係を築くことが苦手です。また、その行動や態度は「自分勝手」や「変わった人」と誤解され、距離を置かれることも少なくありません。しかしそれが、親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものだとして理解が深まれば、周囲の人の接し方も変わってくるのではないのでしょうか。

発達障害について「理解する」・「気づく」・「配慮する」・「相談する」という流れが社会に根付き、周囲のよりよいサポートがあれば一緒に成長していくことができるのではないのでしょうか。

医療的ケア児ってなんだろう？

医療的ケア児とは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なこどものことです。令和3年度には医療的ケア児の健やかな成長を図ること、その家族の離職を防止することを目的とされた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。市は医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるように、その取組を推進します。



手帳(身体・療育・精神)の交付

問い合わせ 障がい長寿課 850-5320

手 帳	内 容	対象者	申請に必要なもの	申請先
身体障害者手帳	身体に障害のある児童が、各種公的サービスを受けるために必要となるものです。 手帳には、障害の程度により1級～6級までの等級の区分があり、等級は沖縄県などにより指定された医師の意見を参考にして沖縄県知事が決定し、交付します。	身体に障害があり、指定医師の診断を受けた児童	・診断書(指定様式) ・顔写真1枚 (脱帽、たて4cm×よこ3cm)	申請用紙等は障がい長寿課にあります。
療育手帳	知的障害をもつ児童が各種の援助や相談を受けやすくするため、沖縄県が交付しています。 療育手帳には障害の程度により、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分があります。	沖縄県中央児童相談所で判定を受けた児童	・生育歴調査票(指定様式) ・顔写真1枚 (脱帽、たて4cm×よこ3cm)	
精神保健福祉手帳	各種の援助や相談を受けやすくするため沖縄県が発行しています。 1級～3級までの等級があります。公共交通機関運賃割引や税金の優遇措置が受けられる場合があります。	精神に障害があり、指定医師の診断を受けた児童 ※初診から6ヶ月以上経過してから申請	・診断書(指定様式)または障害年金の証書等 ・顔写真1枚 (脱帽、たて4cm×よこ3cm)	

※詳細については障がい長寿課までお問い合わせください。

重度心身障害者(児)医療費助成

問い合わせ 障がい長寿課 850-5320

重度の障害のある方が医療機関で受診した場合に、保険の適用範囲内で保護者が医療機関の窓口で支払った医療費(自己負担分)を市が助成するものです。

対 象	・社会保険、国民健康保険等の医療保険に加入していること ・身体障害者手帳1級～2級に該当、療育手帳A1、A2に該当
-----	--



障害児福祉手当

問い合わせ 障がい長寿課 850-5320

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅重度障害児の方に支給されます。但し、施設に入所していないこと、毎年の所得が基準以下であること、障害を支給事由とする他の公的年金を受けていないことが支給要件となります。

対象	障害の範囲と程度 ・良い方の眼の視力が0.02 以下のもの(矯正視力による) ・両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のすべての指を欠くもの ・両下肢の用を全く廃したもの ・両大腿を2分の1以上失ったもの ・体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも ・精神の障害であって、上記のものと同程度以上と認められる程度のも ・身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が上記のものと同程度以上と認められる程度のも
必要なもの	・身体障害者手帳、療育手帳(所持者のみ) ・預金通帳(本人名義) ・障害児福祉手当認定診断書(様式は、障がい長寿課にあります) ・年金受給者の方は証書(本人のみ) ・控除等課税状況のわかる書類(1月2日以降転入の方のみ)
手当額	月額 16,560 円



特別児童扶養手当

問い合わせ こども応援課 850-6775

特別児童扶養手当とは、身体や精神に障害がある20歳未満の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。(所得制限があります)

対象	精神又は身体(内部疾患等を含む)に、政令で定める障害の程度にある児童の父もしくは母又は父母にかわってその児童を養育している人が支給の対象となります。ただし、次のような場合は手当を受けることができません。 ・子どもの住所が、日本国内にないとき ・子どもが、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき ・子どもが、児童福祉施設等に入所しているとき ・父、母又は養育者が、日本国内に住所がないとき
必要なもの	必要書類については診断書等、障害に応じた指定の様式となりますので、窓口にてご確認ください。
備考	判定医が一定基準の障害の程度と認定した場合に該当しますが、こども応援課に認定請求書及び必要書類を提出し、県知事の認定を受けなければ手当は支給されません。

自立支援医療費

問い合わせ 障がい長寿課 850-5320

種 類	内 容	対 象	必要なもの
精神通院	精神科や心療内科の指定医療機関を受診した場合に、通院医療費や薬代の自己負担が軽減されます。	精神に障害があり、通院による精神医療を継続して行う必要がある者	・診断書(指定様式)
育成医療	身体に障害のある18歳未満の児童が指定医療機関で障害を除去又は軽減する治療(手術)を受ける際に医療費の一部を公費で負担します。(所得制限あり)	①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤内臓障害(心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、膀胱、直腸及び小腸機能障害) ⑥免疫機能障害	・健康保険証等の写し又は資格確認書 ・世帯の所得課税状況が確認できる資料 ・受給している年金・手当額のわかる資料

障害児通所支援

問い合わせ 障がい長寿課 850-5320

種類	内容	対象	必要なもの
障害児通所支援 (児童発達支援・放課後等デイサービス等)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、もしくは学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	・障害者手帳等を所持する児童 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証、特定疾患医療受給者証、特別児童扶養手当受給者証 ※上記のものがない場合 診断書等(療育支援、訓練、もしくは児童発達支援・放課後等デイサービスの利用が必要と明記されているもの)により障害児通所支援の必要があると確認できれば申請可能。	・障害者手帳等(左記) ・個人番号(マイナンバー)

障害児相談支援事業所

問い合わせ 障がい長寿課 850-5320

種類	内容	対象	窓口
障害児(者)相談支援	障害のある子どもやその家族が、適切な福祉サービスを利用できるよう支援する機関です。 子ども一人ひとりの状況や希望にあわせて「障害児支援利用計画」を作成し、サービス事業所との連絡・調整を行います。 ※医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。	・障害児(者)福祉サービスの利用、日常生活や就労について相談を希望する方。 ・医療的ケア児及び家族	1.桜山荘障がい者相談支援センターさくら TEL 840-5904 2.指定相談支援事業所ひまわり TEL 996-1668

※他にも市内に相談事業所があります。

種類	内容
移動支援事業	全身性障害・知的障害・精神障害者の方の移動に際しての支援。 ・日常生活上必要不可欠な買い物や、社会参加に利用できます。 ・通学・通所のような通年のものに対しては、重度の肢体不自由児以外は利用できません。
日常生活用具費の給付	在宅の重度障害児(者)の日常生活の利便を図るため、日常生活用具費を一部助成します。(一定以上の所得がある世帯は対象外となります)
住宅設備改修に対する助成	障害児(者)の保護者が、トイレ・玄関・風呂・台所を障害児(者)に適するように改修する場合、その改修工事等の費用の一部を助成します。
日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため障害児(者)の日中における活動の場を提供します。

種類	内容
補装具費の交付	身体障害児(者)、難病患者に対し、車椅子や歩行器、補聴器などの補装具購入及び修理にかかる費用を支給します。
小児慢性特定疾病児日常生活用具費の給付	在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活に必要な用具に係る費用の一部を給付します。

上記 2 つについて、補装具等の種類や、費用など詳しいことは直接お問い合わせください。

種類	内容
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	いずれかの耳、又は両耳の聴力レベルが30dB以上で身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入・修理に要した費用の一部を予算の範囲内において助成します。 【対象者】以下全てに該当する者 1. 市内に住所を有する 18 歳未満の者 2. いずれかの耳、又は両耳の聴力レベルが30dB以上で身体障害者手帳の交付対象とならない者 3. 補聴器の装用により言語の習得などに一定の効果が期待できると指定医師に判断された者

第5章 ひとりで悩んでいませんか

「すくすくと元気に育ってほしい」、「わが子がいつも笑顔で健やかに成長してほしい」と親なら誰でも願っています。しかし、毎日の育児は初めてのことばかりで不安や悩みがつきないものです。親になるむずかしさに直面し、どうしていいか途方にくれることもあるかもしれません。不安に感じることや助けを必要と感じたら、誰かに相談してみませんか。ここでは子育てに関する主な相談窓口をご紹介しますので、ひとりで抱え込まず、ぜひご相談ください。

相談	内容	ご利用日時	相談窓口	連絡先
乳幼児健康相談	乳幼児の栄養、離乳食、予防接種、発育、発達についての相談や、体重測定ができます。	相談日：月曜～金曜 8:30～17:15	豊見城市 子育て支援課	☎850-0143
こどもサポート教室とよむ	長期的に学校を欠席している児童生徒及び、その保護者の悩みを受け、教育相談を行います。	月曜～金曜 (祝日、年末年始除く) 8:35～14:00 ※市内各学校長経由で市教育委員会へ“願い出書”を提出。 ※お電話または直接来室し相談可能。	こどもサポート教室とよむ 場所：平良 536 (豊見城総合公園陸上競技場内) ※豊見城市内一周線 105 番、那覇バス 446 番 豊見城中央公民館前下車 徒歩 10 分	☎856-1538
障がい児(者)相談	障がい児(者)やその関係を対象に、者障害福祉サービスの利用、日常生活や就労などについて相談支援を行います。(相談は無料)	1. 桜山荘障がい者相談支援センター さくら 場所：平良 188-23 相談時間：月曜～金曜(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00 2. 指定相談支援事業所 ひまわり 場所：渡橋名 92-1 相談時間：月曜～金曜(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00	さくら ☎840-5904 FAX: 840-5909 ひまわり ☎856-6639 FAX: 856-6030	
子どもの人権 110 番	小さなことでも一人で悩まないで最寄りの「子ども人権専門委員」に相談してください。(無料)	相談日：月曜～金曜 8:30～17:15	那覇地方方法務局 人権擁護課	全国フリーダイヤル (無料) ☎0120-007-110
24時間子供 SOSダイヤル	いじめやその他の子供の SOS 全般について、子供や保護者などが夜間・休日を含め24時間いつでも相談できます。	24時間365日	沖縄県教育庁 義務教育課	☎0120-0-78310 (通話料無料)
豊見城市社会福祉協議会	子育て、虐待、いじめ、不登校、非行など子どもに関するあらゆる心配ごとの相談に応じ、健やかに育てるお手伝いをします。	相談日：月曜～金曜 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:15	豊見城市民生委員 児童委員連合会	☎856-2782

豊見城市家庭児童相談室

豊見城市家庭児童相談室は、豊見城市役所 子育て支援課内に設置されており、家庭児童相談室には以下の相談窓口があります。

★相談日：月～金（土・日・祝日・年末年始・慰霊の日はお休み） 9:00～16:00

●こども家庭センター

18歳未満の児童に関する虐待、育児の悩み、養育、発達、非行等についての相談を受け付けています。

児童虐待に関する相談・通告	●身体的虐待（体に痣がある、養育者に暴力を受けている等） ●心理的虐待（暴言がある、激しい夫婦喧嘩をしている、兄弟児に暴力をしている等） ●ネグレクト（お風呂に入っていない、ご飯を食べていない、養育環境が悪い、夜に児童をおいて出かける等） ●性的虐待（性的いたづらをしている、性行為又は性器を見せている等）
育児やしつけの相談	●育児やしつけに困っている ●子育てがづらい、子どもにつらく当たってしまう ●子育てはわからない事ばかりで不安になる
養育環境等についての相談	●ヤングケアラー（家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている 18歳未満の児童）の可能性のある児童がいる ●両親が死亡、家出、入院などをしていて子どもの養育環境が心配
非行の相談	●家に帰ってこない、深夜まで遊んでいる ●万引きを繰り返す、暴力をふるう

●豊見城市配偶者暴力相談支援センター ※豊見城市在住の女性のみ

配偶者からの暴力(DV)、離婚問題等についての相談を女性相談支援員が受け付けています。

DV被害者の相談	●配偶者等からのDV（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力）で悩んでいる。 ※児童の面前でDVをすることは、児童に対する心理的虐待にあたります
離婚等の制度についての助言、案内	●離婚を考えているが、離婚後の生活はどのようなになるのか ●母子（父子）家庭を支援する制度について聞きたい ●法律相談のできる専門機関について聞きたい
配偶者等に関する悩み	●夫婦間の悩み、家庭の不和 ●親族間のトラブル等
ストーカー被害の相談	●ストーカーの被害に遭っているが、どのような対処したらいいのか。（最寄りの警察署で相談することもお勧めします）
DV被害者の相談事実証明書の発行	●DV被害者が避難のため新住所の登録ができず、健康保険や年金の届け出ができない場合などに、DV被害の相談を受けたことを示す証明書を発行します。
保護命令制度の手続きに係る援助	●DV被害者やその子ども等の安全を守るために、裁判所からの保護命令に必要な申請手続きを援助します。

●「子どもの居場所」利用相談窓口

「子どもの居場所」は、家庭の貧困など様々な問題を抱える子ども達が安心して過ごす事ができる心のより所となる場所として、食事支援や学習支援、交流活動等の支援を行っています。利用については、事前に面談・審査がありますので、お問い合わせください。

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を！

子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラすることも…日頃から子育ての具体的なポイントを参考に子どもと向き合い、周囲の力を借りながら子育てしていきましょう。



子育ての具体的なポイント

- ① 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ② 「言うことを聞かない」にもいろいろなあります
- ③ 子どもの成長・発達によっても異なることがあります
- ④ 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう
- ⑤ 注意の方向を変えたり、子どものやる気に動かかけてみましょう
- ⑥ 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- ⑦ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

保護者自身の工夫のポイント

- ① 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。
- ② 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着け、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換しましょう。
- ③ 周囲の力を借りてと解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ付いていない支援やサービスに出会えたりします。

児童虐待とは…？

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外に締め出す など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をさせる、ポルノグラフィの複写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

！ 車内に子どもを置いて行かないで！

子ども（乳幼児）は体温調整機能が未熟なこともあり、自動車内など内部の気温が上がりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思わぬ事故につながり大変危険です。

自分で身を守ることができない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れなようにしましょう。



あなたの電話で、守れる命があります



児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。

児童相談所
虐待対応ダイヤル

いち はや く
189

通話料無料

※一部のIP電話からはつながりません

子育てのこと、頼れる場所があります



ご自身が出産や子育てに悩んだら…
子育てに悩む人がいたら…
こちらにご相談ください。

児童相談所 相談専用ダイヤル

通話料
無料

いち はや く おなやみそ
0120-189-783

※一部のIP電話からはつながりません

第6章 お役立ちガイド

保育園（所） 一覧

	施設名	所在地	電話番号	対象年齢	開所時間	定員	延長
公立	1 座安保育所	座安 239-5	850-4382	6ヶ月～5歳児	7:30～18:30(月～土)	85	○
	1 つばみ保育園	嘉数 469-5	850-3773	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	80	○
私立	2 あゆみ保育園	宜保 253	850-3043	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	150	○
	3 大地保育園	豊見城 197-69	856-0088	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	140	○
	4 もみじ保育園	平良 215	850-7050	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	100	○
	5 むつみ保育園	上田 449-5	850-1792	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	140	○
	6 聖マルコ保育園	根差部 374-14	850-4299	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	80	○
	7 大輝保育園	根差部 288-1	850-7445	2歳児～5歳児	7:00～18:00(月～土)	80	○
	8 豊崎保育園	豊崎 1-389	856-6432	2歳児～4歳児	7:00～18:00(月～土)	89	○
	9 みそら保育園	饒波 1015-2	850-3900	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	65	○
	10 こがねの子保育園	上田 23-3-1	856-5102	6ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	28	○
	11 豊崎保育園分園	豊崎 1-396	856-6432	5歳児	7:00～18:00(月～土)	20	○
	12 めぐみの森保育園	与根 520-4	856-9360	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	98	○
	13 にじのほし保育園	豊崎 1-1260	856-6432	6ヶ月～1歳児	7:00～18:00(月～土)	30	○
	14 きゃんぱす豊見城保育園	金良58	851-7535	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	100	○
	15 とみしろほいくえん	高安66	850-6767	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	90	○
	16 みや保育園	上田439	840-6011	6ヶ月～5歳児	7:00～18:00(月～土)	90	○
	17 大輝保育園分園	根差部264-3	851-2660	6ヶ月～1歳児	7:00～18:00(月～土)	30	○

地域型保育施設 一覧

	施設名	所在地	電話番号	対象年齢	開所時間	定員	延長
小規模保育	1 なごみ保育園	宜保 1-3-7	856-5100	6ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	19	○
	2 あおいそら保育園	我那覇 545-1	856-8600	6ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	18	○
	3 ファミリーキッズ保育園	渡橋名 159	856-2223	6ヶ月～2歳児	7:30～18:30(月～土)	18	○
	4 ひなた保育園	宜保 282-12 1F	996-2127	6ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	19	○
	5 みつぱち保育園	豊崎 1-456	851-0328	3ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	18	○
	6 聖愛クロス保育園豊崎	豊崎 1-41	851-7661	6ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	19	○
	7 こころ保育園	豊見城 617-1	856-0810	6ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	19	○
事業所内保育	1 まつみぼかぼか保育園	平良 147-1	996-2531	6ヶ月～2歳児	7:15～18:15(月～土)	19	○
	2 ゆたかベビーガーデン	高嶺 446-94	851-5544	3ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	19	○
	3 もりのこ保育園	翁長 851-4	851-3412	6ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	19	○
	4 とよみキッズガーデン ANNEX	真玉橋 238	850-1122	6ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	19	○
	5 つばみ事業所内保育園	真玉橋 387-1	850-3690	6ヶ月～2歳児	7:00～18:00(月～土)	19	○
	6 ふたば保育園	豊崎 1-1148	851-8796	6ヶ月～2歳児	7:30～18:30(月～土)	28	○

こども園 一覧

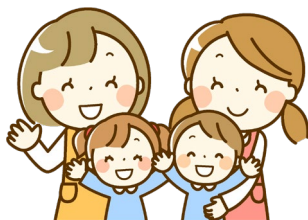
	施設名	所在地	電話番号	対象年齢	開所時間	定員	延長
公立	1 上田こども園	宜保 1-1-4	850-7876	3歳児～5歳児	1号／8:15～14:00(月～金) 2号／7:30～18:30(月～土)	220	○
公私連携	1 長嶺こども園	饒波 1018-3	851-3254	3歳児～5歳児	1号／8:30～14:00(月～金) 2号／7:30～18:30(月～土)	72	○
	2 座安こども園	座安 55-2	987-0107	3歳児～5歳児	1号／8:00～13:30(月～金) 2号／7:30～18:30(月～土)	105	○
	3 豊見城こども園	高嶺 446-96	851-5527	3歳児～5歳児	1号／8:15～13:45(月～金) 2号／7:30～18:30(月～土)	110	○
	4 伊良波こども園	伊良波 383	850-5005	3歳児～5歳児	1号／8:30～14:00(月～金) 2号／7:30～18:30(月～土)	65	○
	5 とよみこども園	根差部 579-1	851-7391	3歳児～5歳児	1号／8:30～14:00(月～金) 2号／7:30～18:30(月～土)	75	○
	6 豊崎こども園	豊崎 1-1190	851-3887	3歳児～5歳児	1号／8:30～14:00(月～金) 2号／7:30～18:30(月～土)	105	○
	7 ゆたかこども園	豊見城 601-2	850-2700	3歳児～5歳児	1号／8:00～13:30(月～金) 2号／7:30～18:30(月～土)	145	○
私立	1 おなが認定こども園	翁長 647-6	850-1498	6ヶ月～5歳児	1号／9:00～14:00(月～金) 2・3号／7:00～18:00(月～土)	135	○
	2 ゆたか認定こども園	高嶺 589	850-5992	2歳児～5歳児	1号／9:00～14:00(月～金) 2・3号／7:00～18:00(月～土)	205	○
	3 ゆたか認定こども園分園	高嶺 395-106	850-5976	3ヶ月～1歳児	3号／7:00～18:00(月～土)	60	○
	4 ドレミ認定こども園	名嘉地 333-2	856-1822	0歳児(6ヶ月～) 2歳児～5歳児	1号／8:30～13:30(月～金) 2・3号／7:00～18:00(月～土)	175	○
	5 ドレミ認定こども園分園	名嘉地 345-1	856-1823	1歳児	3号／7:00～18:00(月～土)	30	○
	6 へいわだい認定こども園	宜保 3-4-6	856-3588	6ヶ月～5歳児	1号／8:30～13:30(月～金) 2号／7:00～18:00(月～土)	125	○
	7 認定こども園とよみ保育園	真玉橋238-1	850-1122	6ヶ月～5歳児	1号／8:00～13:30(月～金) 2号／7:00～18:00(月～土)	174	○
	8 認定こども園レキオスキッズガーデン	豊見城696-1	987-1102	6ヶ月～5歳児	1号／8:00～13:30(月～金) 2号／7:00～18:00(月～土)	75	○
	9 認定こども園聖マタイ幼稚園	豊見城977-1	850-3837	3歳児～5歳児	1号／8:00～14:00(月～金) 2号／7:30～18:30(月～金)	80	○

※おなが認定こども園については60分以上の延長保育を行っています。



認可外保育園 一覧

	施設名	所在地	電話番号	対象年齢	開所時間	延長
認可外 保育園 施設	1 iac インターナショナル キッズアカデミー	豊見城 566-8 2F	852-2669	2 歳児～5 歳児	平日 8:45～16:00	○
	2 しばみつ保育園	我那覇 199	850-1178	1 歳児～4 歳児	平日 7:30～18:30	○
	3 スマイル保育園	真玉橋 135 2F	856-8555	6 ヶ月～4 歳児	平日 7:30～18:00	×
	4 保育園ちびっこはうす	高嶺 83-3	850-6801	0 歳児～5 歳児	平日 7:30～18:00	×
	5 豊見城の星保育園	豊崎 1-445	840-5678	3 ヶ月～2 歳児	月～土 7:00～18:00	○
	6 沖縄ちゅらさん保育園	豊崎3-59 TOYOSAKIプラットフォームセンター	856-8256	6 ヶ月～5 歳児	平日・土曜祝日 7:00～20:00	○
	7 ゆうあいキッズ園	宜保4-7-3	856-0131	6 ヶ月～2 歳児	平日・土曜 7:15～18:15	×



放課後児童クラブ(学童) 一覧

	クラブ名	所在地	電話番号	その他
1	長嶺児童クラブ	饒波 1018 番地	850-2517	長嶺小学校内
2	ゆたか学童クラブ	高嶺 589 番地	850-5992	
3	大地学童クラブ	豊見城 617 番地 2	856-9229	
4	あゆみ学童クラブ	宜保 253 番地	850-1549	
5	平和台学童クラブ	宜保一丁目 7 番地 5	070-5487-0298	
6	とよみ学童ともだちクラブ	根差部 576 番地 10	851-1886	希望が丘 自治会集会所 1 階
7	翁長学童クラブ	翁長 219 番地	856-8232	
8	つぼみ子どもクラブ	嘉数 8 番地	996-4600	
9	もみじ学童クラブ	平良 188 番地 23	996-4014	
10	第1どろんこ学童クラブ	高安 954 番地 1	856-0307	
11	豊崎学童クラブ	豊崎 1 番地 36 1 階	850-3726	
12	平和台第2学童クラブ	宜保 3 丁目 4 番地 8	070-5487-1566	
13	キッズくらぶクローバー	豊見城 416 番地 2	987-4955	
14	志茂田児童クラブ	与根 547 番地	851-7793	
15	豊崎児童クラブ	豊崎 1 番地 406	856-3467	豊崎小学校敷地内
16	ゆたか児童クラブ	豊見城 601 番地 2	070-1582-6869	ゆたか小学校敷地内
17	第2つぼみ子どもクラブ	嘉数 8 番地	996-4600	
18	ゆたか第2学童クラブ	高嶺 395 番地 106	850-5976	
19	とよみキッズ学童クラブ	根差部727番地エクセルビル206号	850-5750	
20	ねこのしっぽ学童クラブ	豊崎 1 番地 444	851-9687	
21	まかぶ児童クラブ	根差部 375 番地 2 真嘉部コミュニティセンター 2 階	894-6455	
22	放課後児童クラブおおぞらきっず	豊見城 368 番地 1 大和アパート 201 号室	851-4707	
23	第2とよみ学童ともだちクラブ	高安 596 番地 長嶺アパート B-303	960-7402	
24	なないろ児童クラブ	翁長 537 番地 11 1 階	856-1120	
25	ハピネス学童	宜保 1-1-20 1-B	090-7586-8082	
26	上田児童クラブ	宜保一丁目 1 番地 4 上田こども園園舎 2 階	996-3544	
27	とよみ児童クラブ	高安 1132 番地 2	894-6371	とよみ小学校敷地内
28	ひかりそら学童クラブ	平良 89 番地 1 1 階	090-9787-3092	
29	学童教室トヨサキキャンパス	豊崎 1 番地 1074 2 階	852-2556	
30	豊見城児童クラブ	高嶺 589 番地 39	850-5976	豊見城小学校隣
31	BUDDING(バディング)学童クラブ1	上田 247 番地 1 階	070-4481-0073	
32	伊良波児童クラブ	伊良波 339 番地 1	894-6299	伊良波小学校敷地内
33	座安児童クラブ	渡橋名 26 番地 1	856-7055	座安こども園内
34	第2とよみキッズ学童クラブ	根差部 727 番地 エクセルビル 202 号	996-9000	
35	BUDDING(バディング)学童クラブ2	上田 247 番地 2 階	070-4481-0073	
36	第2どろんこ学童クラブ	饒波 1013 番地 4	987-0273	
37	おひさまきっず	宜保 2 丁目 8 番地 16 2 階	080-8017-9840	
38	高安学童クラブ	高安 413 番地 1 大漁マンション 201	080-7716-0979	
39	みつばち Kid's	豊崎 1 番地 332 Feast Rimami 102 号	851-3283	

小・中学校、高校 一覧

	施設名	所在地	電話番号	FAX
小学校	1 上田小学校	宜保 1-1-4	850-0037	856-5536
	2 長嶺小学校	饒波 1018	850-5907	856-5534
	3 座安小学校	座安 230-1	850-3627	856-5529
	4 トミシロ 豊見城小学校	高嶺 446-15	850-5377	850-6824
	5 伊良波小学校	伊良波 300	850-9213	850-1898
	6 とよみ小学校	高安 1132-2	850-8030	850-8034
	7 トヨサキ 豊崎小学校	豊崎 1-406	840-6530	856-4120
	8 ゆたか小学校	豊見城 601-1	850-6639	850-3940
中学校	1 トミグスク 豊見城中学校	宜保 1-1-2	850-0036	851-7374
	2 長嶺中学校	饒波 1068-2	850-1900	850-1472
	3 伊良波中学校	伊良波 273	850-2791	850-1597
	4 トヨサキ 豊崎中学校	豊崎1番地1	851-2361	856-1256
高等学校	1 トミシロ 豊見城高等学校	真玉橋 217	850-5551	856-5715
	2 南部農林高等学校	長堂 182	850-6006	850-1937
	3 トミシロ 豊見城南高等学校	翁長 520	850-1950	850-9239

公益社団法人豊見城市シルバー人材センター

問い合わせ 豊見城市シルバー
人材センター 850-7716

当市シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者が就業を通して社会参加と生きがいの充実を図ること
で、活力のある地域社会づくりに貢献することを目的に設立された公益社団法人です。

子育て世帯への育児支援として、地域の高齢者が長年の知識と経験を活かし、お仕事(食事づくり、清掃、買
い物、見守り等)を通してサポート(有料)いたします。

このほかシルバー人材センターでは、放課後児童クラブや保育園・学童クラブでの様々な活動支援に取り組
んでいるほか、子ども会等で使ったエイサー服のアイロン掛けや、子どもたちへの「しまくとぅば」普及などにも積
極的に取り組んでおります。

子育て支援に関するお仕事のご依頼は、相談内容に応じてお見積りをいたしますので、まずはお気軽にご
連絡ください。

所在地	平良 536 (豊見城市総合公園陸上競技場内)
-----	-------------------------



お子様と一緒に図書館に来てみませんか。

【開館日】火曜日～日曜日 10:00～19:00（夏休み期間中 9:30～19:00）

【休館日】毎週月曜日、館内整理日（月1回）、特別館内整理期間（年1回・約2週間）

国民の祝日（こどもの日・文化の日を除く）、慰霊の日、年末年始

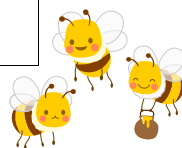


【乳幼児のためのセット絵本】

「どんな絵本がいいのかな?」「赤ちゃんと一緒にだと、ゆっくり絵本を選べない。」

そんな皆さんのために豊見城市立中央図書館では、「おすすめ絵本セット」をご用意しています。年齢別に5冊1セットになっています。

内容	<0歳～1歳><1歳～2歳>各A～Fセット <2歳～3歳><3歳～4歳>各A～Eセット
貸出方法	ご利用の際は図書館カウンターへお問い合わせください。
備考	5冊セットでの貸し出しをお願いしています。 セット絵本の予約はできません。 絵本のリストは、図書館カウンターでご確認ください。



【おひざにだっこ 赤ちゃん向けおはなし会】

0歳から参加できるおはなし会です。

絵本や、わらべうたを赤ちゃんと一緒に楽しみましょう。

日時	毎月 第4水曜日 14:30～（20分程度）
場所	中央図書館 1階「大集会室」
内容	赤ちゃんと一緒にわらべうたや絵本で楽しくあそぶ
対象	0歳～2歳くらいの子どもとその保護者

【おはなし会】

読み聞かせボランティアさんや図書館の職員による絵本や紙芝居の楽しいおはなし会です。英語の読み聞かせもあります。ご家族みなまでご参加ください。

日時	毎月 第2土曜日・第4日曜日 14:30～（30分程度）
場所	中央図書館 2階「おはなしのへや」

★毎月第3日曜日は、「ファミリー読書の日」です★



A large, colorful hot air balloon with vertical stripes in blue, orange, red, green, and pink. It is decorated with a garland of various flowers. A basket hanging from the balloon contains a blue elephant, a yellow giraffe, a brown bear, a pink rabbit, and a small orange cat. The background is light blue with musical notes and a yellow bird flying.

